



2022年5月24日

各位

住 所 東京都港区港南二丁目 15 番 3 号  
会 社 名 NECキャピタルソリューション株式会社  
代 表 者 の 名 代表取締役社長 今 関 智 雄  
役 職 氏 名 (コード番号:8793 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 コミュニケーション部長 児玉 誠一郎  
電 話 番 号 0 3 - 6 7 2 0 - 8 4 0 0 ( 代 表 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を2022年6月28日に開催予定の第52期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)は、電子提供措置に係る改正会社法の施行日である2022年9月1日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなります。これに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

株主総会開催予定日 2022年6月28日  
定款変更の効力発生予定日 2022年9月1日

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>〈新設〉</p>	<p>〈削除〉</p> <p>(電子提供措置等) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>